

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成19年7月12日

木曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任	1
選挙会及び選挙分会の場所及び日時	2
ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	
政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	3
選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所	
投票記載所等の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所	4
選挙運動に関する支出金額の制限額	

告示

富山県選挙管理委員会告示第70号

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年7月12日

富山県選挙管理委員会

委員長 荻野幸和

職名	住所	氏名
参議院選挙区選出議員選挙 富山県選挙区選挙長	富山県黒部市荻生6660番甲の2地	荻野幸和
同上職務代理者	富山県富山市高屋敷561番地7	川上洋一

参議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会長	富山県富山市新根塚町三丁目8番地 6	林晃司
同上職務代理者	富山県小矢部市八和町7番5号	荒川ますみ

富山県選挙管理委員会告示第71号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条及び第78条の規定により、平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年7月12日

富山県選挙管理委員会

委員長 荻野幸和

区分	場所	日時
参議院選挙区選出議員選挙 富山県選挙区選挙会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁	平成19年8月1日 午前10時30分
参議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁	平成19年8月1日 午前10時30分

富山県選挙管理委員会告示第72号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、次のとおり定める。

平成19年7月12日

富山県選挙管理委員会

委員長 荻野幸和

ポスターを掲示できる日

平成19年 7 月12日

富山県選挙管理委員会告示第73号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165号）第14条第 1 項の規定により、平成19年 7 月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年 7 月12日

富山県選挙管理委員会
委員 長 荻 野 幸 和

- 1 くじを行う日時
平成19年 7 月12日 午後 5 時30分
- 2 くじを行う場所
富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁

富山県選挙管理委員会告示第74号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 169条第 5 項の規定により、平成19年 7 月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年 7 月12日

富山県選挙管理委員会
委員 長 荻 野 幸 和

- 1 くじを行う日時
参議院選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては
平成19年 7 月13日 午後 5 時30分
参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

平成19年 7 月17日 午前10時

- 2 くじを行う場所
富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁

富山県選挙管理委員会告示第75号

投票記載所等の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第175条第 3 項及び第 5 項の規定により、平成19年 7 月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成19年 7 月12日

富山県選挙管理委員会
委員 長 荻 野 幸 和

- 1 くじを行う日時
平成19年 7 月12日 午後 6 時30分
- 2 くじを行う場所
富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁

富山県選挙管理委員会告示第76号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 127条の規定による平成19年 7 月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

平成19年 7 月12日

富山県選挙管理委員会
委員 長 荻 野 幸 和
参議院選挙区選出議員選挙候補者一人につき 35,614,800円